

◎ 休んでいただく病気と期間

症状により一概には決められませんが、学校では学校保健法で児童・生徒の保健管理のために下記のように定められております。保育園でもこの基準に基づいてお休みいただきますのでご了承ください。

	対 象 疾 病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(小児麻痺) コレラ 痘そう 南米出血熱 重症性急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風疹 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜炎(プール熱) 新型コロナウィルス感染症 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	解熱した後、2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺の腫脹が消失するまで 発疹が消失するまで 発疹が痂皮化するまで 主症状消失後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 伝染のおそれがなくなるまで 伝染のおそれがなくなるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	伝染のおそれがなくなるまで

ただし、医師が適当と認める予防処置をしたとき、または医師がその伝染病の感染防止上支障がないと認めたときは登園して結構です。

※上記表の伝染病については、治癒しましたら必ず医師の証明書(登園許可証)〈巻末書式-1〉を持参のうえ、登園させてください。

☆ 登園許可証は保育園に用意しております。登園日までに受け取りに来るのが難しい場合など、ご自宅にFAXいたしますのでご希望の方はお申し出下さい。また、当しおりのP11《登園許可証の様式》がございます。コピーしてご使用いただいても結構です。

☆ 寄生虫(頭ジラミ、ぎょう虫、ダニ等)が発見された場合は、専門医に受診し速やかに駆除していただきますようご協力を願います。

◎ 保育所で予防すべき感染症

以下の感染症は集団生活において感染力が非常に高いものです。発症、発病の際はしっかりとご家庭で加療し回復ののち登園してください。乳幼児によく見られるものです。ご参考にしてください。

病名	病原体	感染経路	潜伏期間	出席停止期間	備考
○新型コロナウイルス感染症	ウイルス	飛沫感染	1~3日	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
○インフルエンザ	ウイルス	飛沫感染 接触感染	1~4日	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日するまで	
○百日咳	百日咳菌	飛沫感染	7~10日	特有な咳の消失し、全身状態が良好になるまで	抗生素を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う。
○麻疹(はしか)	ウイルス	飛沫感染 空気感染 接触感染	8~12日	解熱後3日	
○流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	ウイルス	飛沫感染 接触感染	16~18日	腫脹発現後5日を経過、かつ全身状態が良好になるまで	
○風疹	ウイルス	飛沫感染 接触感染	16~18日	発疹の消失	
○水痘(みずぼうそう)	ウイルス	飛沫感染 空気感染 接触感染	14~16日	発疹のかひ化	
○咽頭結膜炎(プール熱)	アデノウイルス (主に3型)	飛沫感染 接触感染 *特にプール	2~14日	主症状消失後2日	
○結核	結核菌	飛沫感染 空気感染	6カ月~2年 一様でない	医師の判断	感染の恐れがないと認められるまで
○腸管出血性大腸菌感染症	ベロ毒素産生性大腸菌	経口感染	3~4日	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連續2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されるまで	
○流行性角結膜炎	アデノウイルス (主に8型)	接触感染 飛沫感染	2~14日	症状が消失してから	
○急性出血性結膜炎	エンテロウイルス (70型)	接触感染 飛沫感染 経口感染	1~3日	医師の判断	
○溶連菌感染症(A群溶連菌感染症)	A型溶連菌	接触感染 飛沫感染	2~5日	抗菌薬服用後24~48時間後	治療の継続が必要
○ウィルス性肝炎(A型)	ウイルス	食品媒介感染 糞口感染	15~50日	肝機能が正常化するまで	集団発生しやすい 黄疸
○手足口病	コクサッキーウィルス	飛沫感染 時に経口	3~6日	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで	
○伝染性紅斑(りんご病)	ヒトパルボウイルス	飛沫感染	4~14日	全身状態が良くなるまで	
○ヘルパンギーナ	コクサッキーA群ウイルス	飛沫感染 経口感染	3~6日	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで	

○マイコプラズマ肺炎	マイコプラズマ	飛沫感染	3～6 日	発熱や激しい咳が治まるまで	急盛期過ぎれば登園可
○感染性胃腸炎 (ウィルス性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症)	ロタウイルス 小型球形ウイルス	経口感染 飛沫感染 食品媒介感染	1～3 日(ロタ) 12～48 時間(ノロ)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるまで	「お腹の風邪」ともいわれる
とびひ 伝染性膿か疹	黄色ブドウ球菌 溶血連鎖球菌	接触感染	2～10 日	医師の判断 皮膚が乾燥しているか、浸潤部位が被覆できる程度のもの	広範囲になりやすい プール禁止
○突発性発疹	ヒトヘルペスウイルス 6・7型	飛沫感染 経口感染 接触感染	約 10 日	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良くなるまで	
伝染性軟属腫 (水いぼ)	伝染性軟属腫ウイルス	接触感染	2～7 週間 (～6 カ月)	停止の必要なし	大きいものや炎症を起こしているものは要治療(医師の判断による)
○アタマジラミ	アタマジラミ	接触感染	10～14 日	原則は休んで駆除	駆除を開始していること
ギョウ虫症	ギョウ虫	食品媒介感染	不定	停止の必要なし	要治療(医師の判断による)
○サルモネラ感染症	サルモネラ菌	飲食物 経口感染 食中毒	72 時間	医師の判断	サルモネラ菌陰性で集団生活可能な診断書必要
○髄膜炎菌性髄膜炎	髄膜炎菌	飛沫感染 接触感染	1～14 日	医師の判断	感染の恐れがないと認められるまで
○RS ウィルス	ウイルス	飛沫感染 接触感染	4～6 日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで	
○帯状疱疹	水痘・帯状疱疹ウイルスの再活	接触感染	不定	すべての発疹が痂皮化するまで	
単純ヘルペス感染症	ウイルス	接触感染	2 日～2 週間	発熱がなくよだれが止まり普通の食事ができること	歯肉口内炎 口周囲の水痘
B 型肝炎	ウイルス	母子垂直感染 父子や集団生活での水平感染	B 型肝炎ウイルスが検出される期間	症状が消失し全身状態が良いこと キャリア・慢性肝炎の場合は登園に制限はない	一般に血液浸出液が直接皮膚や粘膜に触れることは感染のリスクが高い

なお、○印のものは出席停止期間終了後に初めて登園する際に登園許可証(書式-1)の提出をお願いいたします。○印のないものでも園長が必要としたものに関しては個別に登園許可書の提出をお願いする場合がございますのでご協力を願いいたします。